

令和3年度第3回江東区外部評価委員会（B-②）

- 1 日 時 令和3年7月14日（水）
午後2時00分 開会 午後4時18分 閉会
- 2 場 所 江東区文化センター5階第6会議室（オンライン併用）

3 出席者

(1) 委 員

竹之内 一 幸
中山 由 紀
今 村 保 雄

(2) 関係職員出席者

[施策6]

教育委員会事務局次長	杉 村 勝 利
庶務課長	池 田 良 計
学校施設課長	半 田 智 隆
整備担当課長	太 田 邦 彦
学務課長	大 町 里 砂
指導室長	飯 塚 雅 之
教育支援課長（教育センター所長兼務）	守 屋 光 輝

[施策7]

教育委員会事務局次長	杉 村 勝 利
庶務課長	池 田 良 計
学校施設課長	半 田 智 隆
整備担当課長	太 田 邦 彦
学務課長	大 町 里 砂
指導室長	飯 塚 雅 之
教育支援課長（教育センター所長兼務）	守 屋 光 輝
地域教育課長	河 野 佳 幸

(3) 事務局

政策経営部長

長 尾 潔

政策経営部 企画課長

油 井 教 子

政策経営部 財政課長

保 谷 俊 幸

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策6「一人一人に向き合う学校教育の充実」ヒアリング
— 休憩（5分程度） —
3. 施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

次第

配席図

委員名簿

出席職員名簿（施策6・7）

施策評価シート（施策6・7）

行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策6・7）

事業概要一覧（施策6・7）

外部評価シート（施策6・7）※外部評価委員のみ

外部評価モニター意見シート（施策6・7）※外部評価モニターのみ

午後2時00分 開会

○竹之内班長　それでは、定刻になりましたので、これより第3回江東区外部評価委員会B班ヒアリング2回目を開会したいと思います。未だ東京都には緊急事態宣言が発令されておりますので、本日はオンラインでの開催とさせていただきます。本日は1名の傍聴者がおります。傍聴者には本日の会議をオンラインで配信しておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日は外部評価モニター20名の皆様方にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の外部評価対象施策は、施策6「一人一人に向き合う学校教育の充実」、施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」の2施策です。

まず初めに御手元の資料の確認をお願いいたします。事務局より事前に配布されております会議次第に配付資料の一覧がございますので、御手元にそろっているか、確認をお願いいたします。

それではヒアリングに入っておりますが、その前に委員の紹介をさせていただければと思います。委員の皆様、御手元の名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、今話しております私が外部評価委員会B班の班長を務めております竹之内と申します。本日の委員会の議事進行に努めてまいりますので、皆様方、御協力をよろしくお願いいたします。

次に中山委員、お願いいたします。

○中山委員　外部評価委員の中山と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○班長　次に今村委員、お願いいたします。

○今村委員　同じく今村でございます。本日は皆様、よろしくお願いいたします。

○班長　それでは委員の皆様方、外部評価モニターの皆様方、よろしくお願いいたします。

続きまして、区の出席者の皆様方も御手元の名簿順に御紹介をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○杉村教育委員会事務局次長　教育委員会事務局次長の杉村でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○池田庶務課長　庶務課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○半田学校施設課長　学校施設課長、半田でございます。よろしくお願いいたします。

○太田整備担当課長　整備担当課長、太田です。よろしくお願いいたします。

○大町学務課長　学務課長の大町と申します。よろしくお願いいたします。

○飯塚指導室長 指導室長の飯塚です。よろしくお願いいたします。

○守屋教育支援課長 教育支援課長の守屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 それでは、本日の施策6につきましては教育委員会事務局次長のほうから、現状の課題と今後の方向性等につきまして御説明をいただきます。それでは10分程度で御説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長 それでは私から、施策6「一人一人に向き合う学校教育の充実」について御説明申し上げます。

施策6は一人一人の児童生徒に向き合った学校教育が行われ、確かな学力、思いやりの心、健康な体が育まれているという姿を目指すべき姿として行われています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、学校行事や部活動など、学校活動に制限を行わざるを得ない状況にあり、そのため、取組の分析に記載の取組方針1の指標となる全国学力調査や「こうとう学びスタンダード」定着度調査などは実施できませんでしたが、新学習指導要領の趣旨や「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」を基盤とした教育活動の展開により、学力、健康、体力の向上を図ってまいりました。令和3年度以降につきましては、3月に策定いたしました「教育推進プラン・江東（第2期）」を着実に推進し、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」に基づく、教育活動の展開を図っていく考えでございます。また教員の働き方改革が必要と感じる区民が江東区の教育に関する意識調査において71.1%であることから、人的支援や効率化による事務負担の軽減が求められていると認識してございます。

具体的な取組につきましては、2「取組の分析」に記載の4つの取組方針に基づいております。

まず取組方針1「学習内容の充実」については、幼小中が一体となった教育の展開や、スタンダード強化講師等の活用、外国人講師の活用による英語教育の充実、ICT教育の推進を図ることを方針に、全国学力調査の都平均を100とすると、令和6年度において小学校6年生は107、中学3年生は105を通期の目標としてございます。学力については、これまで向上傾向にございますけれども、「こうとう学びスタンダード」の項目別では、定着状況に課題が見られる項目もあります。また令和2年度は、先ほど申し上げましたように、コロナ禍のため実施できなかったことから、全校対象にヒアリングを行い、「学びスタンダード」強化講師や指導資料の活用等、各校の課題や取組について改善を図ったところでございます。また元年度に策定いたしました「就学前教育スタンダード」で就学前教育の

充実を推進してございますけれども、幼稚園だけでなく保育園等の連携を強化し、あわせて保護者にも発達や学びの連続性について周知を図っております。英語教育の充実につきましては、令和2年度においては小学校等の「学びスタンダード」の強化講師の配置教科で英語を追加したほか、全小中義務教育学校に外国人講師を派遣しており、今後も外国人講師の効果的な活用について検討していく考えでございます。ICT教育の推進につきましては、ICT環境の整備に伴い、ICT教材の活用方法の作成や、教員のICT活用指導力の向上が課題だと認識してございます。

次に取組方針2「思いやりの心の育成」ですが、発達段階に応じた人間関係作りや自己肯定感を高める取組、人権教育の充実を図るとともに、オリンピック・パラリンピック教育を進め、多様性を認め合うことや、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むこと、オリンピックやパラリンピアンとの交流を通じて、自分の可能性に最大限チャレンジできる心の教育の充実をさせることを方針に、自分によいところがあると思う割合、人の役に立つ人間になりたいという2つの指標を設定してございます。自己肯定感に関しましては、小学生は学年が上がるにつれ、肯定的に回答する割合が下がり、中学生は向上するという傾向にあるというアンケート結果を踏まえ、児童生徒の発達段階を踏まえた指導が求められていると認識してございます。また人権教育、道徳教育につきましては、令和2年度に、区内2校が都の人権尊重教育推進校に指定を受け、取り組むとともに、心の教育推進校に指定した小中各1校が道徳教育に取り組んでおり、人権教育、道徳教育とともに、その成果を区内全校に発信し、各校の教育の充実を図っております。

次に取組方針3「健康・体力の増進」でございます。「体力スタンダード」に基づき、継続的な運動習慣を身につけること、食育や保健指導等の健康教育を推進することで、児童生徒の生活習慣の改善と健康増進を図り、あわせて東京2020大会のレガシーを生かし、生涯にわたるスポーツライフの実現を目指す教育の充実を図ることを方針として、小学校5年生、中学校2年生の全国体力調査の都平均を100とした場合に、令和6年度において都平均を上回る指標数値をそれぞれ目標値として設定してございます。これまでの体育授業の冒頭に取り組んでいる「わくわくタイム」や「ウォームアップタイム」、小学校全校で長縄の取組など、手軽に運動に取り組むことで、体力の向上につなげておりますけれども、今後もボッチャなど、取り組みやすい競技の導入を図ることで、より日常的に運動を楽しめる機会をさらに増やしていく必要があると考えてございます。また部活動につきましては、教員の負担軽減や顧問不足による休廃部を回避するため、部活指導員を令和2年度は8名

配置してございますが、令和3年度につきましては10名ということで、今後も部活動指導員の適切な活用を図っていく考えでございます。

次に取組方針4「教員の資質・能力と学校の組織力の向上」でございますが、教職員の指導力、教科等の専門性の向上については各種の研修の充実を図っております。指導力については、校内研修、OFF-JT等を活用することで、より一層の向上を目指す方針であり、働き方改革の推進につきましても、令和3年度から新たにchallenge Wednesdayを設定することで、勤務環境の整備を進めております。指標は取組方針4に記載の研修に参加した教職員の参加者でございますが、令和2年度はコロナ禍による研修回数の減がありましたが、オンラインによる実施などの工夫をすることで、教員の資質の向上に努めております。また1人1台端末導入に伴い、教職員が端末を有効に活用するための研修の実施や事例研究、情報共有を図ることで、指導力、専門性の向上に努めております。

教職員の働き方改革の必要性は、先ほども申し上げましたように多くの区民の方が認識されてございます。そんな中で、これまでも平成29年度から検討委員会を設置し、学校閉庁日の設定や留守番電話の導入、部活動指導員の積極的な配置など、具体的な取組を進めてきております。また令和2年度からは勤怠管理システムを導入したことで、勤務時間の客観的な把握・集計が可能となりましたので、業務全体の見直しを進めていく必要があると認識しております。私からの説明は以上でございます。

○班長 御説明、ありがとうございました。それでは今の御説明を受けまして、これからヒアリングをさせていただきたいと思いますが、まず委員のほうからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 私のほうからは、取組方針1と4について質問させていただきます。

まず確かな学力強化事業についてですが、見ますと、平成2年度から3年度にかけて予算が減っているように見えるのですが、こちらについては事前にいただいている質問ですが、社会保険料を見直したとか、そういうことであって、学力強化事業の推進が止まっているという意味ではなく、そういう理由で予算が減っているということであるという理解でよろしいでしょうか。計画では小学校190人、中学校72人の配置というふうになっていきますので、そちらが現段階でちゃんと配置されていると思ってよろしいでしょうか。

○班長 事務局、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長 昨年度が、会計年度任用職員が任用されるという初年度になっておりまして、社会保険料であるとか、そういったものを不足がないように多く見積もっ

て計上しております。今年度については、昨年度の実績を踏まえまして必要な分だけ計上したという形になりますので、これで推進が滞ったとか、そういったこととしては認識しておりません。以上でございます。

○委員　　そうしますと、計画どおり人数の配置が今現在されていると思ってよろしいですか。

○教育委員会事務局次長　　はい。そのように考えております。

○委員　　続いて取組方針4についてなんですけれども、御説明があったとおり、教員の働き方改革というのが非常に注目されているようですけれども、こちらについての質問で、江東区立学校における働き方改革推進プランというのを拝見させていただいたのですが、そこに実施スケジュールが載ってまして、令和元年度から令和3年度まで、こういう実施をしていきますよというようなことが書かれているのですが、これについては予定どおり、スケジュールどおり行われていると思ってよろしいでしょうか。

あと、このスケジュールの中に、私費会計の管理適正化というのがあって、令和3年度に実施となっているのですが、私費会計というのは教材費とか学校給食費のことになりますけれども、この管理適正化を令和3年度から実施というふうに書かれていますが、具体的にこれはどのようなことをされておりますか。

また文科省が学校給食費については公会計化を進めましょうという感じで推進されているようなのですが、江東区においてはそのような計画はあるのでしょうか。公会計化というのは、学校給食費というのは、今、学校の中で、それぞれの学校で徴収して、管理して、督促してみたいなことをされているのですが、そうではなくて、もう江東区の会計に給食費を組み込んでしまって、徴収とか管理を学校ではなくて江東区の中で、江東区の学校全体の徴収・管理をしていこうという取組になります。ですので、この計画がもしありましたら教えてください。

○班長　　事務局からお願いします。

○庶務課長　　庶務課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず働き方改革のスケジュールでございます。事務局といたしましては、計画に基づいて粛々と進めているところでございますが、一点、いわゆる変形労働時間制、こちらの導入のタイミングが、国、東京都のほうから、まだ具体的なスケジュールが示されておりませんので、この辺につきましては現在も検討中というところで、なかなか整理の見通しが立っていないというところでございます。これは国や東京都の制度設計に基づいて、然るべ

きスケジュールで進めていきたいと考えているところでございます。

それから私費会計につきましては、おっしゃるとおり、基本的に該当するものにつきましては教材費ですとか、それから給食費、さらに校外活動における旅行費ですかね。こういったものにつきまして私費会計というような形で徴収しているところでございますが、こちらにつきましては、区の会計システムとの整合もございまして、導入のスケジュールにつきましては、先ほどのスケジュールでも触れさせていただきましたけど、まだ検討しているところでございまして、なかなか課題が多いというところで、着実な推進という面ではちょっと未定というところが多々ございます。

それから公会計化の実施につきましては、こちらは、江東区の中で一本化してやらせていただくというふうな見込みで、計画を事務局内部では考えているところでございますが、こちら江東区の会計システムとの整合等々、それから、事業者との入金システム、こういったようなところの調整が必要になりますので、なかなか制度として進むのは難しいかなと。ただ、来年度には、ほかの自治体、先進的に進んでいる自治体、そういったところのしっかりとした視察ですとか意見交換、こういうところからできることがないか。そのような視点で進めていくというふうなところは実施というふうに考えてございます。以上でございます。

○班長 ほかにありますか。

○委員 一言だけ、ごめんなさい。やはり学校の先生にとって、そういったお金を扱うとか、そういうことというのは本来業務ではないと思うので、その辺は軽減されるように進めていってほしいなというふうに思っています。以上です。

○班長 推進はとにかくしていただきたいということだと思いますけれども、いろいろと事情があるので、できるところから一歩ずつ進めていくということですが、今、委員からもありました、教員の、いわゆる教育、本来の教育以外の事務量を減らすということは、やはりいろいろな意味で重要な目標になりますので、それに関連することは、あわせてできるだけ早急に対応していただければと思います。

ほかによろしいですか。ありがとうございました。

それでは続きまして、御質問がありましたらお願いします。

○委員 でございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

江東区の教育施策について今回改めて拝見しまして、知・徳・体を基礎としまして、自ら学び考え行動する自立した人間の育成を目的として、学校教育の基本的な施策をいろい

ろやっておられるということで非常にすばらしいなと思いました。

今回の新型コロナウイルス感染ということで、教育現場が非常に大きな影響を受けていると。臨時休業ですとか、分散登校ですとか、夏休み・冬休みの短縮ですとか、あるいは、いろいろな行事が全て中止せざるを得ないですとか、そういった中でも、子どもたちの育成に情熱を注がれる現場の教師の皆さん、見守っておられる各地域の皆さん、そして保護者の方々、さらには教育委員会の皆さんの努力に、最初に心から敬意を表したいと思います。

自分の一生、これまでの来し方を考え思い出すに、やはり学校というのは本当に大切なところで、生徒一人一人にとって、学年の季節は一生に1回しかないのですよね。日本特有のいろいろな春夏秋冬四季に彩られた同級生や先生との思い出というのは、やはり一生の宝となるべきで、それは誰にでもあるべきものだと私は思っています。

今回のコロナ感染症はそういったところから見ますと、そういった思い出をもたらしてくれるような施策にいろいろな影響が出てきているということ、先ほどもおっしゃられたとおりであると思っております。ただし、その中でも、やはり何かしら生徒さんには差し上げなければいけないという考え方に立って、セカンドベストでもいいのですが、それは何か考えていかなければいけないというところに立っていくしかないかなと思、今回の評価に参加させていただいております。

その意味で、指標によった制度評価が大切になってくるのですが、先ほど御説明あったとおり、学力テストや「学びスタンダード」定着度調査ですとか、新体力テスト等が軒並み中止せざるを得ないような状況になっておりまして、判断する指標がややないというふうな状況に置かれているのは確かですね。「学びスタンダード」定着度調査については、かわりにヒアリングを各校に行ったということですが、資料に書いてありますけど、その内容や活用方法について記載がないので、我々としても少し苦慮しているところであるのは正直なところです。

それで次に質問ですね。総論的なところで1問と各論で3問、合計4問を続けてお尋ねさせていただきます。

まず、今の指標の関係ですけれども、取組方針1から3についてですね。1については、学力は向上傾向にあると。2は、オリンピック、パラリンピアンと触れ合って学ぶことで、チャレンジすることの大切さを実感できていると。それから取組方針3ですと、気軽に行える運動に取り組むことで指標の向上につながっているとあり、軒並みプラスに評価されているのですね。これ、間違いか正しいかは私にはわからないのですが、少なくともこ

うして自己評価されたということは、別に数じゃなくてもいいのですけれども、何かしら手応えを感じていらっしゃると思うのです。それをちょっと御披露いただきたいというのが1問目の質問です。

2問目です。今度は取組方針1なのですが、先ほど委員の御意見と関係するところがあるのですけれども、昨年8月に江東区の教育に関する意識調査というのが発表されて、これを拝見したのですが、その中で少人数指導、習熟度別授業を望む保護者の方が増えていると。これに関連すると思われる予算項目、先ほど委員がおっしゃった、確かな学力強化事業なのですけれども、これは令和3年度の予算が8億4,000万で、昨年度は9億5,000万ですから、大体1億ぐらい減っているのですね。これが先ほどおっしゃった会計年度任用職員の社会保険料等、これだけで説明し切れるのかということ、さすがに8分の1とか9分の1の割合ですから、ちょっとその辺りがよくわからないので、これについて教えていただきたいのが2問目です。

3問目なのですが、取組方針2についてなのですが、この中で自己肯定感に関するアンケートとあるのですが、これが直近でいつ誰を対象に行われたのかを少し補足をしていただければと思います。自己肯定感、よくセルフリスpektと言うと思うのですけれども、これは人が自立して生きていく上で根本的な価値だと思うのですが、ただ、コロナ禍で、やはりそれを失いかけている生徒さんがいるのではないかというのが気になったところです。よく言われていますけど、肯定感を得るためには何らかの成功体験ですね。ささやかでもいいのですけれども、何かできた。それが人に認められ、見てもらっているという体験が一番だと思うのですけれども、その点、昨年度、職場体験ですとか、駅伝大会ですとか、そういうほかの人たちと、社会の人たちと交流するような機会がやはり中止になっていますので、今後、それをどのように補完していくのか。あるいは代替する手段を確保していくお考えなのか。それについても少しお聞きできればと思います。

最後に取組方針3なのですが、教員の人たちへの実技研修を行うことで指導能力の多様化とか強化を図っておられると考えるのですけれども、同じく今後、コロナ禍が少し続くと思われる中で、令和2年度の体験を踏まえながら、こうした取組について、どういうふうと同じく進めていかれるお考えなのか。これについてもあわせて伺います。以上でございます。

○班長 ありがとうございます。事務局のほう、よろしいでしょうか。4点ほど御質問がありましたけど、よろしく願いいたします。

○指導室長 指導室長です。質問についてお答えします。

取組に当たって客観的に評価できる指標をお示ししたかったのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種調査を行えなかったことは大変残念に思っていますし、申し訳ないというふうに思っております。

まず取組方針1の学力向上傾向についてですが、「こうとう学びスタンダード」を基にした授業改善は、指導主事による実際に学校に行つての授業観察、そして管理職からのヒアリング等により着実に進められていると考えております。また「学びスタンダード」強化講師を全校に配置したことで、より一人一人の学びが充実してきていることを感じています。指標については、2年度はありませんが、過去5年ほどの推移を見て検討し、着実に伸びていることから、新型コロナウイルス感染症の影響を考えつつ、おおむね向上傾向にあると判断しております。

次に取組方針2のオリンピック、パラリンピアンと触れ合い学ぶことでチャレンジすることの大切さなどを実感できているについてですけれども、これはオリンピック、パラリンピアンを招いて、あるいは昨年度はリモート等で行つた際の事後の児童生徒のアンケート、感想等により判断しているものです。

また自己肯定感のアンケートですが、「こうとう学びスタンダード」定着度調査の意識調査の結果から、学年の傾向を分析しております。この傾向につきましては、小学校においては高学年になるにつれて、自分を客観的に、また相対的に評価できるようになることも影響していると考えております。中学生で向上傾向にあるのは、やはり自分で責任を持って取り組み、その成果を得る具体的な体験を積み重ねることで自己評価が高まる傾向にあると考えております。指標につきましては、これも過去5年ほどの推移を見ましても、対象に多少の変動はあるものの、向上傾向を示しているため判断いたしました。

次に取組方針3についてですが、先ほど次長からも説明がありました、「体力スタンダード」の取組で、「わくわくタイム」「ウォームアップタイム」、これは授業の最初の導入段階のところで体力向上につながる運動を採り入れております。これは各校で実施されているのですが、このことも指導主事による授業観察、そして管理職からのヒアリング等により、着実に進められていると認識しております。これについても過去5年ほどの推移を見ましたが、学年や性別により多少の増減はありますが、全体的に見ても向上の傾向にあると考えております。

次に質問の2点目、取組方針1の予算額、予算の増減、減少についてです。先ほども申

し上げたとおり、会計年度任用職員が2年度より開始になったため、ちょっと多く見積もって予算計上した、そういった経緯もありますが、それに加えて今年度より、「学びスタンダード」強化講師についてですけれども、2つの形に分けて、単価を振り分けて行うようにしました。これは、いわゆるT1、主体となって授業を行える講師と教員を補助する役割の講師とで単価に差をつけております。そういった関係からも、昨年度よりも減少していると。そういったことでございます。

次に取組方針2の件についてです。自己肯定感に関するアンケートについてですけれども、先に挙げました全国学力調査や「学びスタンダード」定着度調査の意識調査を指すものであり、別途行っているものではありません。したがって、定着度調査と同時に児童生徒を対象にして実施しているものです。

行事等につきましては、昨年度は、状況を踏まえ、一律に中止という判断をせざるを得なかったところですが、今年度は感染症予防対策を十分に行った上で、なるべく実施する方向で考え、既に春の運動会、夏の水泳指導など、感染症対策を十分に採りながら実施しているところです。同じく職場体験につきましても、状況に応じて実施するような形で検討を進めております。宿泊行事につきましては、夏季休業日明けから実施するよう時期をずらして、これも予定どおり実施してまいります。

最後に取組方針3についてですけれども、教員への実技研修についてですが、成果と課題にも記述させていただきましたが、より専門性の高い講師から学ぶことで、さらなる充実を図るとともに、昨年度はオンラインでの研修を行いましたので、その成果・課題も踏まえ、このオンラインでの研修も活用しながら進めていきたいというふうに考えております。また「こうとう学びスタンダード」の指導資料にも具体的な運動例、例えば先ほどの「わくわくタイム」や「ウォームアップタイム」に採り入れる運動例などを示しておりますので、こういった指導資料も基に指導の充実を図ってまいります。以上でございます。

- 班長 ありがとうございます。委員のほうから、何か追加質問等がありますか。
- 委員 いえ。多岐にわたる質問に的確にお答えいただき、誠にありがとうございました。
- 班長 事務局、ありがとうございます。
- 委員 私のほうから、かなりいろいろな御質問ありましたので、多少確認させていただきたい部分について御質問させていただきたいと思います。ちょっと順不同で申し訳ないですけれども、一つずつお答えいただければありがたいと思います。

まず取組方針の3のところに「健康・体力の増進」ということで、ここに挙がっている

指標とか分析等を見ていると、どちらかという運動・体力というところが非常にわかりやすいとか、あるいはそういうふうな取組が行われているということが、ここからは読み取ることになるのですけれども、いわゆる食育教育とか、健康管理とか、そういったことについてはあまり触れられてないのですけれども、実際には学校の中で、食育とか健康管理教育というのはウエートをかけてやっているということになるのでしょうか。これについてお答えいただければと思います。

○学務課長 学務課長でございます。食育、健康管理についてのお尋ねですけれども、まず食育に関しては、主に学校給食の指導の中で充実をしているという取組、また健康管理ということでございますが、健康診断等の結果を踏まえながら、養護教諭を中心に健康管理の指導を行っていくといったように、きっちり取り組ませていただいております。やはり近年、コロナ禍の影響もありまして、生活習慣病ですとか、あるいは歯磨き習慣、こうしたことも気になるところでございます。また学校保健会等での協議も踏まえながら、実際、子どもたちの健康管理についてはきちんと見守りながら指導のほうも進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。それから取組方針2の「思いやりの心の育成」というところなのですけれども、3番の成果と課題のところ、都から指定を受けている区内2校において取組推進を図っているということですが、そのうちに広く区内小中学校に発信して人権教育の充実を図ったということですけど、発信するというのはどういうことですか。研究授業みたいなことをやったということなののでしょうか。

○指導室長 指導室長です。人権尊重教育推進校の発信についてですが、昨年度はコロナの影響もあり、大々的に研究発表会を行うということは難しかったのですが、取組の成果を冊子、リーフレット等に掲載して、それを区小中学校に発信して充実を図る、そういう方法を採用しました。以上でございます。

○委員 それと関連していないのですけれども、その二つほど下に、道德教育の取組についても成果を発信しているというのですけどけれども、これは今みたいな何かリーフレットとか、冊子を作って配ると。こういう同じような取組をしていたということによろしいのでしょうか。

○指導室長 はい。同様に取り組んでまいりました。以上です。

○委員 そうですか。今、逆にコロナ禍なので、オンデマンドで映像配信するとか、そういうふうな最低限のフェイス・トゥー・フェイスをやるというふうな取組までは至らなか

ったということでしょうか。

○指導室長 昨年度は、そういった形には至らなかったというのが実際のところでございますが、今年度につきましては、ある程度、各学校でのオンラインでのやり取りであるとか、そういったものが進んでおりますので、今年度の研究発表、人権尊重教育推進校のみならず、研究協力校、そういったものの研究発表の取組もオンライン等を使って実施する方法を検討してまいります。以上でございます。

○委員 ワクチン接種とかと言っていますけれども、この後、どのぐらい以前の状態にまで復活するかはちょっとわからないところがありますので、これだけリモートを使えるということになりますと、対面がベストとは必ずしも限りませんので、そういったリモートなどを活用しながら、研究授業もそういう形でやろうと思えばやれなくはないのかなと思いますので、今後、何が起こるか分からない時代ですので、そういうふうな発信方法なども御検討いただければと思います。

あと、これもちょっとお伺いしたかったのが、取組方針1のところの成果と課題のところの◆の2つ目です。幼稚園と保育園の連携強化とともに、保護者に発達や学びの連続性について周知を図っていくというのは、これは広報誌などによって広報活動をしているという、そのレベルでしょうか。もっと突っ込んだというか、いろいろと説明会をすることか、そういうふうなことまでやっているということなんでしょうか。ちょっとそこを御説明いただければと思います。

○指導室長 幼稚園・保育園から保護者に対して研修であるとか、日頃の交流の中で発信していくということも考えておりますし、「就学前教育スタンダード」のリーフレットを作成しておりますので、それを幼稚園・保育園等を通して保護者に周知を図ったところで。以上でございます。

○委員 こういう質問はどうかと思いますけれども、基本的に紙媒体というのですか、そういったものの広報発信が中心であって、それは新型コロナ禍であるということが、何かしらの影響はしていますか。あるいは新型コロナ禍があろうとなかろうと、基本は紙媒体による広報発信であるというふうな、全般的に広報発信であるということよろしいでしょうかということ質問させていただきたいと思います。

○指導室長 先ほどの研究発表のこととも関係があると思いますが、やはり実際に顔を合わせて授業等を見る、またはその実践を見ることを通して学びを深めるというか、周知を深めていく、広げていくということが一番いいのではないかなというふうに考えておりま

すが、このコロナの影響により、そういったことができないことを鑑みますと、やはり紙とか、間接的な周知にならざるを得ないのかなというふうに思っています。ただ、先ほども申し上げたようにオンラインでのつながりというのもできますことから、保護者向けの周知の在り方とか、そういったことについても検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員　　すみません。質問とあわせていろいろお願いごとをしてしまって恐縮ですが、ぜひその方向で御対応いただければと思います。

○班長　　それでは、委員からの質問、ヒアリングは以上といたしまして、次に外部評価モニターの皆様方から御質問・御意見を伺えればと思います。発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。お願いいたします。

○事務局　事務局です。すみません。対面で挙手されている方が1名いらっしゃいます。

○班長　　それではお願いいたします。

○外部評価モニター　大変いいやり取りを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

取組方針4のところなのですけれども、アンケートで働き方改革ですね。教員の皆様方に変わってほしいとか、変えてほしいという希望が区民の71%ということで、本当にそうだなと思います。今日もいろいろ取組を御説明いただきましたけど、まさに一つ一つが教員の皆さんがよりよく指導ができるようにという内容で、とても一つ一つの施策はいい施策をされているなと思います。また御質問に対する回答で、他の自治体での好事例を視察したり、意見を聞いたりして、よりよく改善をしていくということもお話いただきまして、まさに非常にいいことをやっていたらっしゃるなと思います。

そこでですが、いい取組が、例えばコロナ対策もそうですが、ITの活用もそうですが、いい取組がたくさん出てくるのですけれども、それを重ねていくと、非常に大きな施策を教員の方々にお願いをしなきゃいけないのではないかと。となると、それはちょっと働き方改革と逆の方向になりやすくなるのではないかと思いますので、この辺は例えばスクラップ・アンド・ビルドで、随分前の施策は、ちょっとこれは置いておいて、今度、これをしっかりやっ払いこう、この1年はこれをやっ払いこうよだとか、あるいは事業の中では、優先事業はこれから取り組んでほしいとか、そういう順位づけというのでしょうか、スクラップ・アンド・ビルドみたいなものは考えてらっしゃるのですかという質問でございます。

○班長 いろいろと優れた施策であったとしても、その数が増えると、また教員への負担が増えるのではないかという御質問なのですが、その辺のことにに関して、施策のスクラップ・アンド・ビルドとか、そういったことについてはどのようにお考えですかという質問かと思うのですが、質問はそれでよろしかったでしょうか。

○外部評価モニター はい。それで結構でございます。

○班長 はい。それでは、事務局のほうでお答えいただければと思います。

○庶務課長 御質問、ありがとうございます。庶務課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

働き方改革につきましては、外部委員の方の御指摘のとおり、いろいろ施策を展開・構築していくと、それがかえって教員の方にとっては負担につながると。そういうこともございます。一方でまた、現在一般的に考えられている働き方改革の検討の項目につきましては、かなり課題が多い部分が残っております。そういう意味で、なかなか遅々として進まない部分がございますので、スクラップ・アンド・ビルドという視点というよりも、まずは身近なところで教員の負担が減るようなことがないか。そういうような視点も現在実施しているところでございまして、先月ですか、この働き方改革検討委員会におきまして、代表として3名の校長先生方が検討委員会にお越しいただきまして、その中で実務的な内容、まずはこういう視点、例えば学校におけるいろいろな調査もの、非常に各種多くございます。国、それから東京都、江東区、関係自治体、そういうものをまず整理できないか。そういうような視点で、できるところから進めていく。そういう身近なところから働き方改革を進めることによって、側面的に先生方の負担軽減ということを図っていきたいなど。まずは現在、そういった実質的な取組について着手しているというところでございます。以上でございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 事務局、ありがとうございます。ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事務局です。対面でもう1人、挙手されていらっしゃる方がいらっしゃいます。

○班長 はい、お願いたします。

○外部評価モニター 取組方針2の中で、オリンピック・パラリンピックについて、オリンピックとかパラリンピックとの触れ合いを深めたいということなのですが、区長のほうから、江東区は12も競技が行われる区の中で、ぜひ子どもたちにオリンピック・パ

ラリンピックを観戦させたいと。今、観戦禁止ということにしようとなっているのですが、区長がそういった提案をしているので、ぜひ区としてというか、教育委員会のほうからも、子どもたちがこの目的に沿うような形での観戦ができればいいなという私の意見なのですが、区のほうで推すことができるのかどうか、ちょっと聞きたいと思っています。

○班長　ありがとうございます。御意見ですね。オリパラについての御意見と、それから区の対応方針みたいなことをちょっと御質問させていただきたいということのようですが、事務局のほうから回答いただけますか。

○教育委員会事務局次長　事務局次長でございます。御質問、ありがとうございます。

オリパラの観戦については、東京都の連携事業としては東京都のほうで中止という形になってございまして、区長のほうも、これまで江東区がオリンピック・パラリンピックの会場が非常に多いという状況の中で非常に力を入れてきた。そういった部分もございまして、そういう部分について、今、いろいろ可能性を探っているところでございまして、いずれにいたしましてもコロナ禍でございますので、子どもの安全安心、そういう部分を第一に今考えているところでございまして、以上でございます。

○班長　御意見をいただきまして、なかなか悩ましい問題であることは間違いないところでありまして、我々としても、子どもたちに見せてあげられるものなら見せてあげたいという気持ちは皆さん一緒であろうと思いますけれども、やはり行政としてはリスク管理をするということも当然ありますので、明快な回答にならないのですけれども、ちょっと御理解いただければと思います。

ほかにございますか。

○事務局　事務局です。すみません。オンラインで御参加の方で1名、挙手されていらっしゃる方いらっしゃいます。

○班長　お願いします。

○外部評価モニター　興味深い議論を聞かせていただきまして、ありがとうございます。ちょっと1点、先ほどモニターの方からも質問があったのですが、これだけ盛りだくさんだと、教師の方の負担がやはり重くなってしまうかと思っておりますので、やはり一つは大枠とすれば、学校事務の簡素化ですよね。結局のところ、報告とか、先ほどの給食費の集金とか、こういったのはもう本当に外部化、アウトソーシングすると。あとはもう簡素化すると。オンラインで見られるようにする。紙を廃止する。これをまず徹底させるというのが大事かなと思います。あとは、これだけ盛りだくさんのいろいろないい施策があり

ますので、工程表をやはり作ったほうがいいのではないかと。要は何年までにこれをやる
とかですね。民間企業でやっているような工程表を作って、ここまでにこれを達成する
というようなことで計画を進めるのが私はいいいのではないかなという感じはいたしますね。

あと、先ほどのオリパラの方との触れ合いの話ですけれども、個人的な感想を言わせて
もらえば、はっきり言って、無観客にすること自体、私は正直、ナンセンスだと思います。
今日の大谷選手の試合、観客ノーマスクで、満員でやっているところを考えたら、はっきり
言ってゼロにすること自体、私自身はナンセンスだと思うのですが、ただ、こういう形
になった以上は、結局、オリパラの方との触れ合いというのは別にオリンピックが終わっ
てからでもできると考えてみれば、私は終わった後でも、こういうことをやったほうがい
いと思います。ですから、取組方針2は継続的にもう少し延長して、活躍した選手を学校
とかに呼ぶなど、こういうことをやったほうが私はいいいのではないかなというふうに思
いますね。以上です。

○班長 ありがとうございます。後半、御意見を頂戴したと思いますけれども、前半のほ
うですね。学校の事務の事務作業量の低減に関してスケジュール化するというふうなこ
とは考えているのかという質問と思いますけれども、それは事務局のほうはいかがでしょう。

○庶務課長 庶務課長でございます。今委員のほうから工程表、スケジュール管理とい
うような視点からの御意見をいただきました。まず働き方改革につきましては、当然、我々
といたしましても、工程表というか、年次のスケジュールを考えてございまして、まず大
枠といたしましては、昨年度末に策定した江東区の教育推進プラン、こちらはおおむね5年
から10年を見越した形の計画を盛り込んでおりまして、そこでしっかりと、長い期間では
ございますけど、教員の働き方改革を進めていくというような形で規定してございまして、
さらに事務局内部で、その内容を受けた形で年度ごとのスケジュール、さらに各年度、今
年度につきましても現年度のスケジュールというものを組んでございます。その中で実現
性をしっかり加味した上で、できるものにまず取り組んでいきたいなと思っておるこ
ろでございます。スケジュール化につきましてはしっかりと対応していきたいと考えてござ
いますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

それから、後半の御意見については私も賛成しているところでございます。やはりオリ
ンピックが盛り上がり、オリンピックの雰囲気を感じるとか、そういったことも大変い
いことだと思うのですが、教育という観点から見たときに、オリンピック・パラリ

ンピックも一つの教育の材料だと。長い人生の中で何回かしかないわけですね、日本で行われたオリンピックを教材にするということは。ですから、そういったことは今、オリンピックを行ったからターゲットにするというのではなくて、今後の教育に生かしていくということは大変有意義なことなのだろうなと思っております。

あと、ほかに御質問ありますでしょうか。御質問・御意見はございますか。

○事務局 事務局です。オンラインで参加されていらっしゃるモニターさんでお一人、手が挙がっております。

○班長 お願いします。

○外部評価モニター 私、ちょっと偶然、教育に関わる仕事をしている者です。簡単に言いますと、オンラインで社会科見学という形で、いろいろなお仕事をオンラインで見ることができるよう、動画と記事で紹介しているのですが、ちょっと皆さんにお聞きしたいのが、文科省の学習指導要領が変わって、生きる力とか、社会と触れ合うところですね。そういったことを推進していこうという大きな大前提の方向があると思うのですが、ざっくりと、それを進めて生きる力とか、社会との関わりみたいなものを作っていくのに、どのような施策を考えられているのかということをお聞きしたかったのと、もう一個はGIGAスクール構想、ICTの環境の整備ですね。ここに当たってICT教材の活用方針の策定、これをどういった形でされていくのか。まだ決まってはいるのかもしれませんが、そういうコンペみたいなものをやるのか、どういった方法でこの策定をしていくのか。もしこれがあれば聞きたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○指導室長 指導室長です。人との関わりとか、そういったことを通して生きる力を育む。それはまさに今の学習指導要領の趣旨に沿った内容かなと思います。学校教育の中では、なかなかコロナ禍で校外に出て、実際に施設等を見学し、学ぶという機会が思うようにできない状況でございますが、先ほども提案ありましたオンラインで社会科見学と、または見学先であった施設の方からオンラインでつながってお話を聞く。そういう機会とかをそれぞれの学校で今進めているところでございます。また職場体験等も、実際に今こういう状況で働くということが難しいことも考えられますので、そういった場合は、企業の方等から話を聞く機会、そういったことを通して、生きる力、または自分たちの意欲、生きる意欲を高めていく。そういう機会を大切にしていきたいと思いますというふうに考えております。以上です。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 すみません。事務局のほうで、GIGAスクール構想のところは予算等のことはよろしいのでしょうか。

○外部評価モニター 大体今おっしゃっていただいた、まさにどのような社会科見学がオンラインにできるのかという、そちらの方向で考えられているのがわかったので大丈夫です。ありがとうございます。

○班長 パソコンなんかも前倒しで1人1台ということで、ハード面においてかなり準備はできていると思います。やっぱりソフトのところをどういうふうに充実するかと。それは私どもの大学なんかでも全く同じことを考えているところでありまして、特にやっぱり小学生・中学生は多感な頃ですし、経験することがものを言う世代ですから、ぜひともその辺のところは御検討いただければと私も思っております。

それでは、そろそろ時間になります、もう一人ぐらい、御質問があればお受けしたいと思いますが、いらっしゃいますか。

○事務局 事務局です。今、挙手されていらっしゃる方はいらっしゃいません。

○班長 わかりました。それでは3時定時になりましたので、これで施策6のヒアリングは以上としたいと思います。

なお、外部評価モニターの皆様方には意見シートを事前にお送りしております。意見シートはメールにて事務局まで御提出をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから5分ほど休憩といたしますので、再開は15時6分ということにいたします。それでは休憩に入ります。

午後3時1分 休憩開始

午後3時6分 休憩終了

○竹之内班長 では委員会を再開いたします。なお、職員の方の入れ替えがございましたので、改めまして自己紹介を行うことにしたいと思います。委員の皆様方も簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず私、今回の委員会のB班班長を務めております竹之内でございます。よろしくお願いいたします。

中山委員からお願いいたします。

○中山委員 外部評価委員の中山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 続きまして、今村委員、お願いいたします。

○今村委員 同じく今村でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございます。

次に、区の出席者の皆様方も御手元の名簿の順番で御紹介、自己紹介をお願いしたいと思います。

○杉村教育委員会事務局次長 教育委員会事務局次長の杉村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○池田庶務課長 庶務課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○半田学校施設課長 学校施設課長、半田でございます。よろしくお願いいたします。

○太田整備担当課長 整備担当課長の太田です。よろしくお願いいたします。

○大町学務課長 学務課長の大町でございます。よろしくお願いいたします。

○飯塚指導室長 指導室長の飯塚です。よろしくお願いいたします。

○守屋教育支援課長 教育支援課長の守屋でございます。よろしくお願いいたします。

○河野地域教育課長 地域教育課長の河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 以上が区の職員の皆さん方です。

それではただいまから、教育委員会事務局次長のほうから、施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」の現状と課題及び今後の方向性について、10分程度で御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長 それでは、私から施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」について御説明申し上げます。

施策7は学校、地域、家庭及び関係機関が連携・協働し、全ての児童生徒が明るくのびのび通うことができる教育環境を実現することを目指すべき姿としてございます。

施策実現に関する代表指標は、一人一人を大切にした教育が行われていると思う区民の割合ですが、令和6年度の目標値を25.3%とする中、令和2年度は前年度より2.8ポイント減の19.7%でございました。これはコロナ禍の中、緊急事態宣言等により、学校生活に制約があったことや臨時休校が長期に及んだことが指標値に影響を与えたと分析してございます。

代表指標の令和2年の数値は、ただいま申し上げましたように減となりましたが、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、システム構築のための特別支援教育の推進や、コロナ禍における学びを保障するためのGIGAスクール構想の前倒し、いじめ・不登校

対策、またコミュニティ・スクール設置の努力義務化など、法律の施行・改正や、社会状況が激変し、複雑多様化する中で、児童生徒一人一人に寄り添った対応が求められていると、そのように認識してございます。令和3年度以降については、様々な発信ツールを効果的に活用し、きめ細かな情報の提供を図ることで、学校、保護者、地域が一体となった教育の推進を図っていく考えです。また支援が必要な児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒など、多様化・複雑化する課題を抱える一人一人に応じていくためには、ICT化をはじめとする教育環境の一層の充実を図っていく考えです。

具体的な取組は2の「取組の分析」に記載の4つの取組方針に基づいてございます。

まず取組方針1「多様な教育ニーズに応じた教育支援の推進」についてですが、学習支援員等の人的支援を進める中で、支援対象児童生徒や外国人の増加に伴い、障害の状況に応じた学級の設置や日本語教育等の支援など、児童生徒一人一人の教育ニーズを把握した教育環境の充実を図ることを方針とし、特別支援教室支援完了者割合の推移を指標としてございます。令和2年度は10.1%と、特別支援教室の入級者数が伸びる中で、それ以上に退級者数も増え、令和元年度の7.2%から2.9ポイント、指標値は増となってございます。これは巡回指導員が児童生徒の発達の特性を理解した支援と退級を意識した取組目標を設定したことによるものと考えてございます。なお、この指標につきましても、児童生徒一人一人の特性の強弱や重複により、指導期間に長短が生じるため、目標値を設定してございません。令和2年度は中学校でも特別支援教室を全校設置したことで、平成30年度に全校設置が完了した小学校と併せて、特別支援教育の体制を整備いたしました。今後は特別支援教育ニーズを的確に把握し、適切な支援につなげていくためには教職員の指導力向上が求められていると認識しており、そのため、特別支援教育アドバイザーが小中学校全校を訪問し、各校に対し特色のある児童生徒への対応等についてアドバイスを行ってございます。

また日本語指導が必要な児童生徒が増加する中で、これまでも中国語等専門員や日本語指導講師の派遣、NPO法人との協働による日本語勉強会などの支援を展開してございますけれども、こういった中で、コロナ禍においてもNPO法人との協働による支援では、教室形式からオンライン形式に変更して実施するなどの対応を図ってきたところでございます。今後、コロナ禍終息後において、外国住民の増加により、日本語指導のニーズが高まった場合は講師等の人材確保が課題になってくるものと考えてございます。

次に取組方針2「いじめ・不登校対策等の充実」でございます。いじめ・不登校対策に

については、未然防止、早期発見、早期解決等への取組が重要であり、そのためには、教育センターに設置したワンストップ相談窓口で教育に関するあらゆる問題について相談支援を受けられる体制を構築することを方針とし、いじめはどんな理由であってもいけないことだと思ふ生徒児童の割合を指標としてございます。こちらにつきましては、令和2年度は、コロナ禍により調査未実施のため、測定はできてございません。令和2年度のいじめ認知件数については3,717件、小学校で740件の増、中学校で23件の減、いじめの解消率は76.2%でございました。いじめ防止対策として研修会の実施や各校と情報共有を図りながら対応を進めてございますが、中でもSNS等によるいじめの防止に向けてはSNS学校ルールを改定するなど、情報モラル教育の推進を図っていく考えでございます。

また不登校については、その要因や背景が多様化・複雑化し、増加傾向にございます。そのため、ニーズが高まっているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどと連携しながら、一人一人の問題の把握と支援に努めております。令和2年4月には南砂中学校にブリッジスクールを新設しましたが、3年度からブリッジスクールへのスクールカウンセラーの派遣と、通級に限らない学習機会の確保のため、ICTを有効活用した教育支援ソフトの導入を行ってございます。今後も様々な取組の成果を踏まえながら、より効果的な対策について検討していく考えです。

次に取組方針3「学校・地域・家庭の連携の推進」でございます。この施策の狙いとしては、地域の人々の力を生かし、学校教育の充実と活性化を図ることにより、地域全体でこどもの成長を支えていくというもので、地域の実情を踏まえた特色ある学校作りに向け、コミュニティ・スクールの導入を方針としてございます。指標としては、地域学校協働活動に参加したボランティア数を掲げてございます。令和6年度の目標値を3万7,950人としてございますが、令和2年度におきましては1万7,183人と、大きく前年度を減少してございます。これにつきましても、コロナ禍により活動の縮小を余儀なくされたことによるものと、そのように分析してございます。

学校と地域の連携、学校と地域の連携協働体制の構築に向けては、これまでの地域や保護者がボランティアとして支援する学校支援地域本部から令和2年4月に地域学校協働本部へ移行し、再構築したところでございます。また法律の改正により、設置が努力義務となりました学校運営協議会制度につきましては、令和2年10月に最初のコミュニティ・スクールを小学校1校に導入・設置したところであり、地域が支援する学校への仕組み作りの推進役であるコーディネーターによる各団体間の連携強化など、協働本部の活動の推進

支援を進めてございます。学校運営協議会制度、この展開につきましては地域学校協働本部との両輪で機能していくこと。そのように目指してございますので、まずは地域学校協働本部活動の活性化と充実を図っていく考えであり、そのためにも活動の軸となるコーディネーターの育成に努め、研修会等への参加やコーディネーター同士による会議等による情報共有などを実施していきたいと考えてございます。

次に取組方針4「教育施設の整備・充実」でございます。児童生徒の増加による収容対策については計画的に整備を行うとともに、熱中対策として空調整備や災害リスクにも適切に対応していくとともに、ICT教育の推進を図るための設備を導入していく方針でございます。指標としては、小中学校における学習者用コンピューターの整備の割合と小中学校における大型提示装置・実物投影機の整備割合の2つの指標として、令和6年度に、ともに100%の整備を目指すとしてございましたけれども、GIGAスクール構想の前倒しに合わせて、学習者用コンピューターについては令和3年4月からの児童生徒1人1台端末の貸与が進んでございます。また大型提示装置につきましても計画的な整備を図って、令和元年度、2年度で小学校の全普通教室の整備が完了してございます。中学校におきましても令和3年度中に整備が完了する予定でございます。

老朽化や収容対策に伴う校舎の改修等についてですが、令和2年度はコロナ禍の影響を受け、一部計画をしておりました改修工事を次年度に先送りせざるを得なくなりました。今後も地域の動向や35人学級への対応など、総合的に判断しながら、国や都の補助金制度、基金等の有効活用を図った上で改修を実施していく考えでございます。またICT教育の環境整備については情報端末の貸与が進み、8月末までに高速大容量の無線LANの整備が実施予定ということでございます。ハード面での江東区版GIGAスクールは整備されるということになりますので、今後はICT支援員の訪問回数の増や「KOTOオンラインマガジン」を作成するなど、技術的な支援や情報共有を図り、ソフト面を推進させることで、新しい学びのスタイル「KOTOスタイル」の充実を図りたいと。そのように考えてございます。

以上、施策などについての説明とさせていただきます。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、これから委員のほうのヒアリングから始めてまいりたいと思いますので、まず委員のほうから御質問をお願いいたします。

○委員 はい。それではまず取組方針2についてなんですけれども、これを見ましても、複雑化・多様化する課題への対応が懸案事項であるなどと書かれていますので、なかなか課題の途中というところではあるかとは思いますが、小学校のいじめの認知件数がこのように増えてきているということに対して、どのような分析をされているのでしょうか。何か原因めいたものといいますか、そういうものを分析されているのであれば、それを教えていただきたいのと、あとSNSによるいじめとか、そういうものが小学校まで下りてきているとか、そういう内容的なものの分析もされていけば教えていただいた上で、そういうものに対して今後どういうふうに対応していくというのが何かございましたら、説明していただきたいと思います。

○班長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○指導室長 指導室長です。いじめの認知件数の増加につきましては、平成30年度、大幅に増えている状況があります。これはささいなことでもいじめとして認知することや、学校として、いじめの定義の理解が進んだことを示しているというふうに考えております。ですので、認知件数の増加をもって、いじめが大幅に増えているとは捉えておらず、いじめを見逃さず、適切に対応できているというふうに考えております。

次にSNSの件ですが、これは非常に学校の中では見えにくい。学校から帰ってから、家庭または地域で遊ぶ。そういったところで発生することが多いことから、なかなかそれが認知できるというところまでは難しいところがあります。ただ、何でも学校に相談できるように相談体制を強化しておりますので、そういったところから、こういったSNSでのトラブルやいじめに関連するようなケースというのは、比較的最近になって上がってきているところでございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。そうしますと、いじめ件数は増えているけれども、それは実態として上がっているというよりは、そういうものをちゃんと吸い上げられているというような認識ということよろしいですか。

○指導室長 今までの流れとしまして、例えば悪口を言われた。そういったことによって相手が傷つく。そういったことは日常よくあるようなこととして捉えられていた節があります。それもいじめに当たるという、いじめ総合対策のところ、その相手が嫌がる、心身苦痛を訴えている場合は、それはいじめというふうに認識するという、そういったこともありまして認知件数は増えていると。日常の中で、そういったケースが起こったときは、当然、指導を行うわけですが、ちょっとした指導で終わっているケースもあれば、

また継続して長く注意深く見守っていると。そういったケースもございます。以上です。

○委員 ありがとうございます。

あと続いて、取組方針4についてお伺いしたいと思います。児童生徒1人1台の情報端末の配布とか電子黒板、そういうものの配置が終わったということで、ハード面は終了ということで先ほど御説明いただいて、これから実質面ですよという説明があったかと思うのですが、「こうとうの教育」というのを見せていただいたのですけれども、そちらに1人1台端末を活用した新しい学びスタイルということで、様々な資料提示、考えの共有、多様な発表方法、個に応じた学習、学習支援ソフトとか学習者用デジタル教科書も活用していくというようなことが書かれていて、これからこのような取り組みをやっていきますということではないかと思うのですが、それを進めるに当たって、どういったふうに進めていくのかということをお聞きしたいと思っております、端末を配るだけではそれまでで、それをいかに利用していくかということにこれからなっていくと思うのですが、ちょっとこういうことはないのかもしれませんが、例えば校長先生が、こういうICT教育に積極的なのか積極的じゃないのかなどによって、進捗が変わってしまうとか、そういうことがあってはならないので、ある程度、この時期までにこういうことは、例えば何年生でこまではやっていきましょうとか、何かそういう工程表みたいなものがあったりするのでしょうか。これからどういったふうに進めていくのかということについて教えていただければと思います。

○指導室長 指導室長です。今年度から1人1台の情報端末が児童生徒に配布されたということを受けまして、全ての学校をGIGAスクール構想の推進校として指定しております。各校で取組を推進するとともに、その成果について報告をするというふうになっていきますので、どの学校でもGIGAスクール実現のために推進していくと。そういう考えであるというふうに認識しております。

各校の進め方につきましては、導入ガイドというのを配布して、各教員にも配布して、いつまでにこのぐらいのことができるようにということ、同時に教員だけではなく、児童生徒に、その段階に合わせてですけれども、いつまでにこのようなことができるようにしましょうという、そういう指針については示しておりますので、各校はそれに基づいて実施しております。また、その支援につきましては、オンラインマガジンというのを指導室で作成しまして、各校での有効な活用事例であるとか、実際に例えば連絡帳を介さずオンラインで欠席のやり取りができるような方法であるとか、そういったものを情報提供しな

がら、各校での取組が進むように支援しているところでございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。以上です。

○班長 ありがとうございます。

それでは続きまして、委員のほうからお願いします。

○委員 よろしく願いいたします。私のほうからは合計5問の質問をさせていただきます。

1問目は、まず施策の分析についてなんですけど、ここで代表指標として書かれています長期計画区民アンケート調査だと思うのですが、これを見ますと、「そう思う」と「どちらといえばそう思う」が減少したということで、これがコロナの影響ではないかというようなお話をされましたけれども、実際見ますと、教育の内容が悪くなったというところではなくて、「わからない」というところの回答がちょうど同じぐらい3ポイント増えています。「わからない」ということは、つまり、やっていらっしゃることが伝わり切っていない面が出てきているのではないかなというふうに私は考えているのですが。つまり、コロナだからということとは多分、根っこにあるのかもしれませんが、普段から学校の状況ですとか、教育委員会としての考えみたいなものを、身近なレベルで、よりまめに伝えていくという努力をすれば、この3ポイントがまた「そう思う」とか「どちらといえばそう思う」に戻ってくるのではないかなとも考えておるのですが、今後、そういった広報的な活動の強化について何か考えておられるのであれば教えていただきたいというのが1点目の質問です。

2点目が取組方針1ですが、特別支援教室の取組が進んでいるところで大変評価できると私は思っています。特に、全校で設置が完了して、今後はニーズの発掘と充実に努めるということも明言されていて、これは心強いのではないかなと思います。今後は教職員の方々の指導力の向上を図るとされているのですが、まさにここが肝でして、先ほど来、教員の方の負担とかが出てくるのですけれども、やはり先生方に期待される部分というのが私は大きいと思っています。その、いわば人間力みたいなところを含めた先生たちの能力の強化というのは、口で言うのは簡単なのですが、恐らく物凄い御苦勞をされていると思います。それに当たって何かいろいろと体系だったものと考えておられると思うのですが、それについてはまた改めて、ここでお聞かせいただければと存じます。これが2点目でございます。

3点目ですが、先ほどの委員のお話と少し関係するのですが、認知すること自体は、よ

りまめに見ているから認知件数は増えたという、ある意味、肯定的なお考え方と見て、それはそれでよろしいかなと思います。今度は、認知した部分をどの程度解決しているかということが必要な話になってくると思うのですが、ちょうどここにいじめ解消率が76.2%と書いておられます。これは分母と分子をどのように捉えておられるのか。つまり、どの時点をもって、いじめの事案については解決したのか、どのように割合として計っておられるのかということについて、少し解説していただければというふうに思います。

それから、「いじめ防止基本方針」ですが、いじめを発見した場合に特定の教職員で抱え込まない、速やかな組織的対応を構築とあるのですが、これは物凄く大事な話であると思っていて、担任の先生一人が孤立したら、恐らく全く解決しないので、あえてこういうことを基本方針に盛り込まれたと思うのですが、これが現場でどのように運用されているのか。例えば他校で耳にしたのですが、担任先生を絶対1人にはさせない。生徒さんと接するときも、恐らく学年主任の先生と必ずコンビを組みながら、その課題となっていることについて対応していただくというのをよそで聞いたことがありますけども、具体的にそういうレベルで少し御紹介いただけると、よりわかりやすくなるのでお願いいたします。

それから4点目で、取組方針3でボランティアさんの話が出ております。こういう状況ですので、活動規模を縮小することはある程度やむを得ないということなのですが、一度、ボランティアさんになっていただいて御縁ができたといっても、その御縁を何とか切らさないで、またいつかの時代に役立てていくというのは非常に大事なことだと思うのですが、そういった観点で、これまで御参加されていたボランティアさんとの御縁を保つために何かやってらっしゃるのであれば御紹介いただければというふうに思います。

最後に、取組方針4に関連する学校図書室について少しお伺いしたいのですが、学校図書室については、ほとんどハード整備されて、学校司書の配置も既に完了して、週1回ないしは週2回、1日当たり6時間、学校司書の活動を各校で行っているということを広報誌で読ませていただいたのですが、学校司書の配置について、あるいは活用について、今後、何か拡充策を考えておられるのかどうか。これについて教えていただければと思います。長くなりましたが、以上です。

○班長 ありがとうございます。複数にわたっての御質問でしたけれども、事務局のほう、御回答いただけますでしょうか。

○庶務課長 委員のほうから5点、御質問をいただいたかと認識しておりますが、その中

で多岐にわたりますけど、私、庶務課長のほうから、最初の広報活動というか、教育内容がわからないと、そういうような御意見もあるということにつきまして、区のこれからの考え方についてお答えさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、コロナ禍が進む中で、ICT化ですとか、社会のデジタル化というのは急速に拡大しているということがございます。一方で、学校のほうにおきましても、タブレットの1人1台端末とかというのもございますので、そういう意味で、社会のICT環境やデジタル化が急速に進展している。そういうような時期に来ているのかなと思っております。

これまで紙媒体を通じて広報活動というのをやってきたところでございます。ただ一方で、社会の流れからしますと、やはりデジタル化を進めることで、例えば学校もしくは教育の内容について御理解いただける、そういうような仕組みというのが進展するのかなと思っております。今回、江東区におきましても、これからのデジタル化、ICT化をどんどん進めていこうということで、まずは具体的な取組として、今回、広報活動の一環として「こうとうの教育」、これは昨年度から体裁を大幅に変えてございます。その中で例えば、特に教育の内容を知っていただくために、QRコードとか、そういったものを活用して、身近なところでいつでも検索できる、もしくは御確認できる、そういうようなことをしております。方向性としたしましては、紙、それからデジタル、これを併用しつつ、特にデジタル化については、しっかりと重点化しながら進めていきたいなど。それで教育内容がちょっとわからないというようなことについて少しでも解消できるようにしていきたいなと思っております。以上でございます。

○教育支援課長 それでは引き続きまして事務局より、取組方針1について御説明、御案内をさせていただきたいと思います。教育支援課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど委員より、教職員の指導力の向上、これが大変大切じゃないかという御指摘をいただきました。まさしくそのとおりだと思います。不易流行がありますが、例えばICT化というものはまさに流行の部分であろうかと思えます。また不易な部分といたしましては、教育は人なりと言うとおり、なんと申しましても教員には人材の指導力、また人格的なもの、社会人としての成熟したもの、こういったものの総合力が必要となってまいるかと思えます。

教員は教育公務員特例法に基づきまして様々な研修を受けているところではありますけ

れども、特にこういった特別支援教室の先生方、巡回指導していただく先生方には、それに特化した研修をやる必要があるのではないかとこのところ、昨年度から、巡回指導の先生方に特化した研修を実施しているところでございます。ここでの研修なのですが、いわゆるスクール形式で集まって講義を聞くというだけの研修ではなくて、極力、演習であるとか、協議を交えたような研修、そういった形で相互に研鑽していくような形を重視しております。まさに先週も、巡回指導の先生方を対象とした研修を実施してまいりましたが、そこでの具体のテーマ、もちろん講義の形式もあったのですが、そこでのディスカッションの主な内容は、特別支援教室で学ぶ子どもたちにICT機器、タブレット端末をどのように活用していくのがいいだろうかとこのところ、それぞれの好事例、よい事例を持ち寄っていただいて、本学級ではこういう工夫をしているよ、本学級のお子さんの特性はこうだから、こういう活用の仕方ができた、ほかの学級では特性が違うかもしれないけれども、今の事例をヒントにして何かできるかもしれないねということをお互い数名のグループでやり取りをしていくことによって、活用の事例を深めていく、もしくは新たな情報を得ていく。そういったような研修をしていくことによって、先生方の指導力の向上を図って、それがひいては子どもたちに還元されていく。そのようなことを今進めているところでございます。

もう一点の御質問、予算の件があったかと思えます。こちら、小学校特別支援教育事業でございますが、昨年度の予算額1,100万円余でございました。今年度、令和3年につきましては4,400万円余となっております。こちらに関しましては、資料の事業概要のところ文言化されている部分がありますが、今年度につきましては、就学相談の情報処理をするための特別支援教育システムというものを導入いたしますので、このシステムの導入のため、経費が大変多くなっているということで、これは今年度特有の状況でございます。また中学校特別支援教育事業につきましては、昨年度が370万円余、今年度が280万円余ということで、一見すると額が減ってしまっているように見えるかと思えます。これは先ほど、次長の説明にも一部ございましたけれども、昨年度は中学校におきまして、情緒障害の固定の特別支援学級を1学級増設いたしました。そういったところで昨年度は経費がかかる部分がありましたが、今年度はそこが平常の運用に戻りましたので、その分、学級を開設するに当たり計上していた経費がなくなったので、結果として減るような見方をしているというのが状況でございます。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○指導室長 指導室長です。質問の3番目にありました取組方針2についての御質問にお答えします。

まず、いじめの解消率についてですけれども、分母につきましては、いじめの認知件数がそれに当たります。解消のところですが、いじめと認知した件について、関係児童生徒への指導を行った後、それをもって解消とするのではなく、その後少なくとも1か月、おおむね3か月ぐらいは状況を見守って、いじめの状態がないというふうに判断したものを分子として挙げて、この解消率を挙げております。

次に、いじめへの対応について一人で抱え込まずというお話がありましたが、いじめへの対応ですが、各校、いじめ防止対策委員会というのを全ての学校に設置しております。そこで協議をし、定期的に行うものもあれば、またはいじめの発生に伴って緊急的に行うこともあります。このように全体で協議をして、組織的な対応を行うようにしております。具体的な対応としましては、委員がおっしゃったように、担任が一人で抱え込まず、複数の教員で指導に当たることや情報の共有が大切だと思いますので、職員朝会・夕会などに、気になる児童生徒、または指導を行った内容等について全体に周知することで、さらに取り組めることがないかどうかを検討したり、あとは、教員に配られた校務パソコンで共有したりして対応するなどの取組を行っております。また、いじめの認知を上げるというようなどころでは、各校に配置されているスクールカウンセラー等を活用して、相談体制の強化を図っております。以上でございます。

○地域教育課長 それでは質問の4点目、ボランティア活動の関係の御質問でございます。有志の方々と御縁が切れないようにという御指摘もありました。地域教育課のほうから御説明をさせていただきます。

この取組の狙いといしましては、地域の人々の力を生かして、学校教育の充実と活性化を図ることによりまして、地域全体でこどもの成長を支えていくとするものであり、御指摘のとおり、地域ボランティアの活動、その援助と協働を進めていくということについては大変重要なものと考えてございます。学校そのものは、日々、多くの課題に懸命に向き合う状況の中で、今後、地域と学校の連携協働、これがより重要となっていくところの中で、まず一つには、学校を核として地域全体で学校、そして子どもたちを下支えしていくそのための組織として、冒頭、次長のほうから御説明させていただきましたけれども、地域学校協働本部というものがございまして、その協働活動をいかにして効果的に実施・展開していくのが課題であろうと考えてございます。ですので、有志を募ってボ

ランティア活動に従事されている方々、これを有機的に横のつながりでしっかりと囲って行く。ある意味、地域学校協働本部という枠組みの中で、こうしたボランティアの貴重な御意志をしっかりと支えていくというところが、この活動のポイントかと思っております。ですので、この活動の軸となるコーディネーター、これを育成していくというところもございまして、実際、研修会等への積極的な参加であるとか、現下の課題の情報の共有、これらがやはり重要なことだと考えてございます。

御承知のとおり、江東区については、南部の臨海地域と、古き良き時代が現存する既成市街地のところと、地域によっていろいろな顔が見えるところでございますので、ボランティアの方々をどのように引き留めていくかというところで、現在、このコロナ禍の情勢の中で、実際、人と人とが会うということは非常に難しいというところで、デジタル化の流れの中で、こうしたオンライン会議であるとか、そういうところのつながりもありますけれども、実際、我々のほうで地域の中に入っていったときに、やはり顔と顔がつながって初めて生まれるものがあるよねというようなことも伺っているところでございます。ですので、そういうところも併用しながら、やはり人と人とのつながりの中で顔と顔が見える中でというところは非常に大事にしていきたいと思っておりますし、あわせて、このようなオンライン会議、ハイブリッドな進め方、この辺もしっかりと視野に入れながら今後も進めていきたいと。このように考えています。以上です。

○学務課長 学務課長でございます。私からは最後の5点目、取組方針4に関連しての学校司書についての御質問にお答えをいたします。

学校司書ですけれども、小学校については、ちょうど10年前の平成23年度に導入いたしまして、令和元年度には1人当たりの図書の貸出件数が2.3倍、また学校図書室の授業での利用数が3倍になるなど、一定の効果を上げているものというふうに分析をしております。一方で、中学校に関しましては、令和元年度から全校への配置を始めたところですが、コロナ禍による臨時休校もございまして、その効果を計ることはなかなか難しい状況でございます。またそれに加え、この4月から、児童生徒に1人1台の端末が貸与されたことで、調べ学習や資料を読むためのツールも大きく変わってきております。小学校も含めまして、今後の図書室の活用の方向性も十分に考慮しながら、学校司書の充実の必要性については検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○班長 以上5点、御回答いただいたと思いますけれども、委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 どうもありがとうございました。デジタル化の流れというのは非常にわかりますし、それに呼応していく努力ですとか、そういったものも大切なのですが、一方で、やはり学校の図書室の存在というのは、私は大事だと思います。そこに担任の先生とは違う、民間の方でもいいのですけれども、学校司書の人ですとか、あるいは養護教諭の人ですとか、別の立場の先生が学校にいてくれることの心強さというのがまた別にあると思いますし、そこで得られる知見というのは、やはり子どもたちの血となり肉となる部分があると思います。図書室の配架など、工夫の仕方にもよるのですが、1週間に2時間でも、子どもたちを活字の世界になじませることの教育効果については、私はそういうふうに考えておりますし、似たような考え方の方がいらっしゃるようでしたら、その辺りの意見を少し尊重してさしあげていただけたらというふうに私は思います。すみません。以上でございます。

○班長 図書館というものの役割とか機能というのは、やはりそれなりのものがあると思いますし、図書館に本があればそれで図書館として成立するという考え方ではもはや済まない時代に入っていて、特に学校のレベルが上がって、大学になれば、非常に多くの資料を収集するなど、色々なノウハウを持った司書の方にはいていただかないと、対応できないということになります。ですから、それぞれの学校の持っている図書館機能というか、図書館の環境というのが生徒たちに与える影響は私も大きいと思っています。ですから、教育施設の整備充実といったときに、今ですとICTだからパソコンだ、大型投射機だとかというだけではなくて、トラディショナルと言っていいかわかりませんが、伝統的なものに対する教育施設の整備充実というのはやはり忘れていただきたくないかなという気はします。

委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○委員 私は1点だけちょっと教えていただきたいのですが。取組方針3のところのコーディネーターを置くということですが、このコーディネーターというのは、役割はコーディネートするということですが、どういう人材をお考えになっいて、そのコーディネーターの役割、コーディネートする者は具体的にどういうふうなコーディネートをお考えになっているのかというところを、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○地域教育課長 地域教育課長のほうからお答えをさせていただきます。コーディネーターのお話ですが、基本的にはボランティアで活動されている方が、例えばこれが学

校を取り巻く地域で活動されている方ということになりますと、これまでは例えばPTAが一つあって、このほかに学校支援地域本部というものがございました。あとは地域によっては、お父さんたちで作る「おやじの会」というものもございますし、あとウイークエンドスクールであるとか、それぞれ各学校・各地域でいろいろな活動されている方々がいらっしゃいます。そういうところの方々が直接、学校と交渉していくということになると、校長先生もしくは副校長先生のほうも事務が複雑化するということがございますし、学校本来の業務である学びの推進というところの中で、地域との連携という部分では非常に仕事量が増えていくということもございます。ですので、このあたりの地域の力を横のつながりとしてまとめコーディネートしていく。要は、学校との窓口を一つにしていくということでのコーディネートというところがあります。

そのコーディネーターが幾つかいる中で、各学校には1人、主任コーディネーターというところを置いてございます。いろいろな活動をコーディネートする中で、学校と一本化していく中の主任コーディネーター、さらには各学校、地域によっては幾つかの学校で連携していくということもございますし、ある学校では、こんな活動をしているよ、うちの学校はこんな活動をしているよという情報交換をしていく中で、うちの学校でも取り組んでいこうかということの中で、主任コーディネーター同士の連絡調整、情報共有、これも必要かなと思っております。

昨年より、新たに地域コーディネーターという名前で、ある一定の地域を統括するコーディネーターを作っております。さらには東京都のほうとの連絡調整というところで、区全体の中で統括コーディネーターというものを置いてございます。組織化した形の中で、今までバラバラにボランティア活動していたものを、拘束ではなかなか続かないため、緩やかな横のつながりをしっかりつなぎとめていく役割を担う。さらには、学校との窓口を一本化していくというところのコーディネーター役ということですので、人と人とのつながりをうまくまとめていくと。地域活動の担い手、その掘り起こしと連携・協調、このあたりをしっかり見ていく。そのような役割がコーディネーターの役割かと認識してございます。以上です。

○委員　　そうしますと、私、最初、地域学校協働本部においてコーディネーターを置くというので、コーディネーターというのがプロの人なのか、ボランティアの人なのか、ちょっとわからなくて、ボランティアでコーディネートをやっていただく人は必ず存在します。さっきのPTAじゃないですけど、いろいろとやってくれる、ボランティアでやってくれ

る人がいて、それでまとめていただくというコーディネートもあるだろうと思うのですが、先ほど言った対学校窓口との交渉とかということになってくると、これはボランティアでやるのか、それとも、別にプロのコーディネーターが配置されることになって、その人のところで窓口交渉するということになるのか。ちょっと私、そういうコーディネーターが性格上2タイプあるのかなと思って、コーディネーターはどんな人材なのでしょうかと質問したのですが、私の理解で大丈夫でしょうか。ちょっと教えていただきたいです。

○地域教育課長 地域教育課長です。答弁漏れがございまして申し訳ございません。

人材については、主に現状、地域で活動されている方、例えば元PTAの会長さんであるとか、または区の教育委員をされていた方であるとか、そういう形でOBとなっている方々が引き続き地域の中で活動している中で、何々さんにはしっかりとやってもらえるよねと、ある意味、顔役と言っては何ですけれども、地域の中である程度の信頼を得ている、そういう方に主任コーディネーターもしくはコーディネーターをやっているという状況もあります。ですので、区のほうから委託料を払ってプロの方をお願いするというようなシステムティックな、そういうシステムではございません。

さらには、これをボランティアでやっていただくという中で、やはり汗をかいていただく中で多少の謝礼も必要ですよということで、当然、コーディネーターの謝礼金のほうは区のほうからお支払をしています。ですので、区の委嘱を受けて、この役に就いていただいて、しっかり回していただいているという状況にございます。以上です。

○委員 ありがとうございます。

○班長 それでは、ちょっと時間が押していますけれども、外部モニターの皆様からも、この施策等に関して御質問・御意見を伺いたいと思います。発言を希望される方は挙手ボタン、あるいは挙手をお願いいたします。

○事務局 事務局です。すみません。対面の方1名、手が挙がっているのと、あとオンラインの方2名、手が挙がっております。

○班長 まず対面の方からお願いできますでしょうか。

○外部評価モニター 方針2に、いじめの問題とか不登校の問題があるのですが、コロナ禍の問題で、家庭でDV等があり、夫婦喧嘩したり、離婚したりしている中で、子どもがすごく影響を受けているという状況があって。児童相談所にも連れて行きたいのですが、今児相も手いっぱいということで、子どもが結局、不良行為をしに外へ出て行ってしまうのですね。家にいたくないから。そういう問題が江東区内の学校でも発生しており、

その子どもたちをどうするかということで、学校の先生も家庭の中に入っていくと書いてあるのですが、なかなか家庭の中に入って行って解決するような問題ではないケースが結構あるのですね。そのことが結局、子どもの不良行為につながって状況が悪化してしまう。その子の場合、学校の校長先生等が動いて、御家庭に行って、その子はサッカーが好きだったので、サッカーの特進校といいますか、推薦入学で高校に入ることができたのですけれども。この問題を解決するためには、学校だけの問題というよりも、家庭の問題等も入って行って、その中で解決策を見つけていくことにしないと厳しいのかなということで、今、コロナの状況の中で、子どもたちが安心する家庭になるような状況を作るのにどうしたらいいかというのをちょっと考えているのですけれども、学校のほうで、家庭の中にまで入っていくということは現実問題としてできるのかどうかということをお聞きしたいと思って質問しました。

○班長 事務局、それはいかがでしょう。

○教育支援課長 御質問ありがとうございます。御家庭の中に学校の関係者がどれだけ入っていけるのかという課題は、まさに今日的な課題だと思っております。教育支援課長でございます。

そういった中で、私ども教育委員会事務局といたしましても、スクールソーシャルワーカーというような職の者を雇用して、そういった課題に対応しております。具体的にスクールソーシャルワーカーとは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士といった専門的な資格を持っている者でございます。もちろん、この者が学校の先生方とともに、保護者の方であるとか、もしくは児童生徒本人とも相談等しながら、どのように解決したらよいか、導いたり、調整をしたりする役目を担っております。そういった相談の中で解決していくものもあれば、場合によってはスクールロイヤーといたしまして、法務を担当している者にケースを引き継ぐ事案もございますし、また子ども家庭支援センターなどに事案を引き継ぐようなケースもございます。いずれにしても、大変困った状況にある児童生徒への対応をきめ細やかにしていくべく、そういった専門人材の活用をこれからますますしていく必要があるのかと、そのように感じております。どうぞよろしく願いいたします。

○班長 いかがですか。既存のシステムとして対応する方法はあるということですが、今の御質問にあったように、そういう御質問が出てくるというのは、やはり困ったときにどうしたらいいのかがわかっていないといいますか、そういうふうなルートがわからないということなのだろうと思いますので、御質問いただいたモニターの方には、そういうふ

うな対応は区としても取り得る状況にあるということで、それについてできるだけ区民の皆さんに知っていただけることが大事なのかなというふうに私は思います。

モニターの方、よろしいでしょうか。

○外部評価モニター はい、結構です。

○班長 それでは次はリモートの方ですか、お願いします。

○事務局 事務局です。オンラインで挙手されている方がおります。

○外部評価モニター どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問は、今、モニターの方がおっしゃられたことと少し被るのですが、江東区には要保護児童対策地域協議会というのがあります。これは厚労省が全国の地方自治体によってほしいということで、こどもの教育に対して、いろいろな問題行動を起こすとか、もしくは保護が必要な、家庭教育があまりうまくいってないですとか、そういった支援が必要な家庭に対して、例えば江東区であれば、江東区の小中高学校、それから保育園・幼稚園、保健所、警察、全てを関係機関として、その子の発達状況に合わせて、家庭にも入り込んで、いろいろな問題を解決していこうという趣旨でもってできているはずですよ。

江東区の要保護児童対策地域協議会というのは、ちょっと名前が長いので、要対協といつものも言っているのですが、要対協と学校教育の連携のほうが一体どうなっているのか。2019年くらいのときに、要対協が要保護児童として、家庭として認識していたのは、江東区で約300件あると聞いています。これから先、また増えるのかもしれませんが。児童虐待は結構多いですから、江東区は。そういった家庭の子どもたちが例えば小学校に上がりました、中学校に上がりましたと。場合によっては2歳とか1歳とか、保育士さんが発見した場合なんかだったら1歳とかなんですけれども、そういうときからの家庭不養育とか、どのような問題があるかとか、そういうことに関して要対協から学校にまず連絡が来ているのか。スクールカウンセリングやスクールロイヤーもいいのですが、そういった要対協のケースワーカーを中心にして、こどもは学校を卒業しますから、学校の卒業した後に、また要対協が中心になって、小学校を卒業したら中学校に、中学校を卒業したら高校か就職かわかりませんが、そういうような地域で、その子が住んでいる限り、ある程度自立して大丈夫だというような限り、見ていこうと。その辺りのところもできているか。学校として、そこにどういうふうに参加しているのか、要対協からどういうふうに学校に連絡が来ているのか。ケース会議等がどのくらいの頻度で開かれているのか。また、学校側が要対協にそういった問題を持っていくケースはあるのかどうか。その辺りの

ところを知りたいと思うので、どうぞよろしく願いいたします。

○**班長** ありがとうございます。組織と学校の連携の御質問ですけれども、事務局、お願いいたします。

○**教育支援課長** 御質問、ありがとうございます。私どもも、学校の状況に応じてということで様々ありますけれども、その中の連携機関の中の一つとして、当然、要対協も学校の関係機関のひとつであります。私どもでキャッチした情報を、そちらのほうに上げるというケースもございますし、またその反対の動きで私どものほうに情報が伝わってくるといこともございます。いずれにしても学校において、新たに発生した事例等があった場合には、例えば小学校5年生段階、もしくは中学生であれば中2段階のところ、スクールカウンセラーによる全員面談等もございます。そういったようなスクリーニング的なことも相談の中で行っておりますし、またそれ以外にも例えば担任の先生の気づき、いつも笑顔だった生徒の〇〇さんが最近笑顔が少ないなど。それであれば、例えばスクールカウンセラーの方につないでいこうであるとか、全員に対して、そういったまなざしを注いでいる部分もございますし、もしくは特定の気になる子どもたちに対して何か施しをすることはできないか、何らかの手を差し伸べることはできないかということもやっておりますし、そういったような両面から、福祉の側面、また教育の側面両方が連携をして、子どもたちの抱えているような悩みであるとか課題に対応していくことが大切かと思っております。今後の教育活動の中で、大変重要な視点を御指摘いただいたと思っております。ありがとうございました。

○**外部評価モニター** すみません。いいですか。お聞きしたいのはそういうことじゃなくて、学校の教員の方も知っていらっしゃるし、学校が非常に一生懸命やっているのはわかるのですけれども、例えば学校ではどうしても限界があるのですね。学校で見つけたものを要対協に上げるのは大丈夫だと思うのです。要対協から報告が来て、要対協を含めてケース会議を持つ。学校よりも要対協のほうが優れているのは、例えば保健師さんを派遣できるとか、福祉のケースワーカーさんが行って、必要であれば生活保護の申請もできるとか、そういうような地域全体で見ることができます。ですから、学校がむしろ学校だけで抱えるのではなくて、そういったところをもっとうまく活用して、子どもの育成というものを全体的に見ていただきたいのです。小学校は卒業したら終わりではありません。中学校を卒業したら終わりではありません。高校を卒業したら終わりではないのです。ですから、学校が一生懸命やっているのはよくわかります。本当に一生懸命やっ

います。けれども、そういう視点もできたら持っていただきたいというのが私の意見です。

○班長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。学校の業務も多岐にわたったり、そのような例えば児童福祉的な内容も受け持ったりすることはありますけれども、その辺との連携がちょっとうまくいっていないという状況は見られるのかもしれませんが、今後、行政の課題として、御意見として承りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○外部評価モニター どうもありがとうございました。

○班長 事務局、もう一方、いらっしゃいますね。

○事務局 事務局です。もうお一方、挙手されていらっしゃいます。

○班長 はい、お願いします。

○外部評価モニター 質問といたしますか、ちょっと提言というか、意見をさせていただきたいと思うのですが。

1人1台端末を配布したということは、本当に素晴らしいことだと私は思います。ただ、そういう中で教員の指導力とか、それをどう使うかという課題は当然あるかと思うのですが、端末が配られたということであれば、活用方法はいろいろあると思うのです。一つは例えば、先ほど、学校の状況とか、広報的な活動ですよね。江東区教育委員会の方も一生懸命やられている成果に関しても、こういった端末を使って情報発信するというのも当然、私はできると思います。あとは、例えばいじめに関するワンストップ相談窓口ですかね。こういったところの情報も、端末にソフトウェアか何かを入れて、どんどん発信するとか、ここにとにかく何かあったら電話しろとか、そういうことも発信していいと思います。

あとは、教員の指導力が深く関わるといった話であったのですが、逆に言えば効率化が図れると思います。結局、宿題とか基礎的な確認の様なものは全て端末ベースで行い、採点も自動採点とすることで、教師の採点や、そういった事務手間は当然省けますので、逆に効率化という点でも、この端末というのは、私はかなり有効に使えるのではないかというふうに思います。

あとは、端末という武器を配った以上、生徒の方には、端末をどう、このインターネット時代に使ったらいいかということも教えるべきだと思います。結局、データの活用というのは、これはマスコミとか、大本營の発表を受け売りで享受というのは全くナンセンスなやり方であって、逆に言えば、自分から疑問点を持ったことをどんどんネットを使って情報を分析する。データを使って自分の疑問点を解決する。これが本来の端末の使い方だ

あるということをきちんと教えるべきであると思います。結局、受け売りというのは、テレビ等と全く変わらない。ですから、このネット時代では、自分からプルでデータを取るとというのが本来のデジタル社会での本義でありますので、ここをやはりきちんと教えるべきだということだと思えます。

今の教師のマンパワーで足りないのであれば、ほかのリソースを使うということも当然考えるべき話であって、こういうことをしっかり生徒に、デジタル社会での生き方、これを教えるべきだと私は思いますね。

あと、いじめに関しても、正直言って、いじめるほうが100%悪い。ですから、このデータ端末にカメラがついているのかどうか、私はわかりませんが、正直、今の社会、切れたほうが負けの社会なのです。今、切れて、カメラで撮影されたら、その人の人格が全部失われるような社会なので、本来、いじめなんていうのは、カメラが全てについているような社会では起こるといえることが、はっきり言って、割に合わない社会になっているわけなので、こういったことも全て、今のデジタル社会だということを、学校教育で、端末が配られたのであれば、教えていくのが本来の筋ではないかというふうに私は思います。

ちょっと五月雨式で恐縮ですけども、端末というのが、そういった多岐にわたっているいろいろな活用できるし、リスクもあるということも、もっと教育の現場でも教えていただければいいかなというふうに思いますね。

○班長 ありがとうございます。施策7のところは教育環境の充実ということでもありますけれども、そこにとどまらず、形式的な充実にとどまらず、実質的な充実も当然図ってまいりたいということだと思えますので、今の御意見も大変参考になりますので、いろいろとその点についても参考にさせていただきたいと思えます。

事務局のほう、ほかにありますでしょうか。

○事務局 事務局です。オンラインでお一人挙手されている方がいらっしゃいます。

○班長 事務局のほうは大丈夫ですか。時間がちょっと押していますが。

○事務局 大丈夫です。

○班長 委員、御都合は大丈夫ですか。それでは、申し訳ありませんが、これで最後ということにさせていただきます。

○外部評価モニター すみません。端的に。

これから様々な問題をNPOとか、スクールカウンセラーとか、色々と地域とやっけていくに当たって、地域の企業と何か一緒に行うとか、地域の企業をつなぐカウンセラーとか、

そういった対企業と何か社会とのつながりを作っていく上で絡んでいくような御予定というものはあるのかどうかお聞きしたくて、よろしく申し上げます。

○班長 これは事務局から御回答ください。

○指導室長 指導室長です。地域の企業等と連携して教育を進めることについてですが、学校の学域であるとか、そういったところの状況によって、それぞれ違うと思いますので、一律に絶対ここと連携してとか、そういったところは難しいと思いますけれども、各校の取組として、近くの企業と連携した教育活動であるとか、そういったものは実際に行っていますので、今後、どんどん推進していけるような、今、コロナ禍の中でちょっと難しい部分や課題はあるとは思いますが、今、御意見いただきましたので、各学校に対しては、そういったことも含めて指導してまいります。以上でございます。

○班長 いわゆる地域連携といったときに、その地域コミュニティに限らず、例えばそこで昔から仕事をしているとか、昔からある会社であるとか、比較的中小企業が多くなりますと、地域とのつながりが古くからあったりするわけですし、消費行動なんかと密接につながったりしていますので、そういったことも地域の連携として含めて教育として考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 それでは、ちょっと時間が押してしまいましたが、以上をもちまして、外部評価モニターのほうからの御質問は終了するというにさせていただきます。

それでは最後に事務局からお願いいたします。

○事務局 企画課長の油井です。皆様、本日はありがとうございました。外部評価委員の皆様には事務局から2点、御連絡を申し上げます。

委員の皆様には本日のヒアリング結果を踏まえ、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は事前にメールにてお送りしておりますので、それを御活用いただければと存じます。なお、御提出は、恐れ入りますが、7月19日月曜日中に各班の担当職員宛てメールで御提出をお願いいたします。

2点目としまして、本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様には意見シートを御提出していただきますが、頂戴した意見シートは外部評価委員の皆様には送付させていただきますので、モニターの皆様の御意見も参考にしながら、外部評価シートの作成をお願いしたいと思います。

次に外部評価モニターの皆様にお伝えいたします。皆様には本日、ヒアリングをお聞き

いただきまして、施策に対する区の実施についてどのような感想を持たれたか。施策ごとに意見シートの御提出をお願いいたします。会場にお越しの方は本日お帰りの際をお願いしたいのですが、ちょっと時間も押していますので、難しい方は近くの職員に伝えてください。オンラインの方に関しましては、7月15日の木曜日までに企画課まで御提出をメールでお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局からありましたとおり、委員の皆様、外部評価モニターの皆様、それぞれシートの御提出をお願いしたいと思います。

若干、議事進行がうまくいかず、時間が延びてしまいましたことをおわび申し上げます。

それでは以上もちまして、第3回江東区外部評価委員会B班ヒアリング2回目を閉会とさせていただきます。皆様方、どうもお疲れ様でした。御協力、ありがとうございました。

○事務局（一同） どうもありがとうございました。

午後4時18分 閉会